

# 食品表示法－期待と課題

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村幹雄

食品に関する表示制度は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律で定められているので、1つの食品に対する表示ルールが複数の法律とその下位の法令に分かれて規定されており、複雑で分りにくいものとなっている。これらの法律における食品に関する表示の規定を統合して、食品に関する表示について包括的で一元的な制度を創設するための食品表示法案が閣議決定され今国会で審議されおり、会期中に可決成立するものと思われる。1年程度で食品表示基準が策定され、1年程度の猶予期間を設けた上で施行される。

さらに、原料・原産地表示の拡大、食品添加物表示制度の見直し、遺伝子組換え食品の表示制度の見直し、栄養成分表示の義務化などの個別具体的な課題についての制度改正も行なわれ、食品表示制度が一新されることが期待されている。そこで、食品表示法制定後の課題について取り上げる。

さて、食品表示の目的は、喫食による安全を確保した上で消費者の選択に資することにある。例えば、食品アレルギーは極めて深刻で学校給食では死者が出る事態ともなっている。アレルギー問題の解決の第一歩は、個々人がアレルギーを発症する原因を断つこと、即ち、個々人が飲食してはならない物質を摂取しないことである。この当たり前のことを実行することができない。加工食品の全ての原材料が表示されていないからである。少なくとも、アレルギーを誘発する程度に残存する原材料は、表示されなければならない。

しかし、現在の加工食品、特に弁当、惣菜、サンドイッチなどには、特定原材料である7品目（乳、卵、小麦、そば、落花生、えび、かに）以外の原材料は、少量であれば、あるいは表示の簡略化や免除の対象であれば、表示されない制度と

なっている。こうした表示の簡略化や免除を見直し、全ての食品の原材料（添加物を含む）が表示される制度に転換することが喫緊の課題である。法第4条1項の一の「名称」の次に、「アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう）」が挿入されたことで、全面表示の根拠ができた。食品添加物については、一括名や簡略名による表示、キャリーオーバーや栄養成分であることによる表示免除を止め、全て物質名で表示するようにしなければならない。もし、簡略化が必要であれば、各物質に相当する国際番号（INS）による表示方法が考えられる。個々人が喫食してはならない物質の番号が分かれば回避できるからである。この方法はEUで実施されている。わが国は、国際的に流通していない多くの「天然添加物」（既存添加物、一般飲食物添加物）の使用を認めている。これらの国際的に未評価の添加物については、「JOO」と表示させることも考えられる。

第2の目的は消費者の選択に資することにあるが、日本の「天然神話」に基づく食の選択は大きな問題である。鰻を例に挙げるまでもなく、「天然」は「養殖」よりも高品質であるとした区別は、水産資源の枯渇にも繋がっている。食品添加物に対して「天然」の使用を認めない制度を食品全般に拡大し、「天然」の表示を止めさせ、積極的に養殖を喫食するように誘導すべきである。

さらに、原料原産国、遺伝子組換え（GMO）、放射線殺菌、クローンなど、消費者の選択に資するための情報が開示される必要がある。国産「0（ゼロ）」のビタミンCが「国産」あるいは「日本」と表示され食品の原料に使用されている。加工食品の製造者が「国産」と思い込んでいることもある。他国で生産され輸入された製品を小分け

しただけで「製造所」とされている。消費者に正確な情報が提供されていない。「製造所固有記号」は廃止されるべきである。そのため、「製造とは製品の本質を変更する行為である」のように、定義が明確にされる必要がある。

一方、原材料の表示に「水」も表示すべきとの意見もあるが、それには反対する。仮に、原材料の上位から表示させるとする。水分を含まない食品はない。「水」が上位に来る品目も多数ある。「水」を表示させることで、表示対象物質の相対的な地位が減少することになる。どうしても「水」を表示させたいのであれば、栄養成分として表示させることが考えられる。即ち、食品の栄養成分は、水分、たん白、脂質を測定した上で、「炭水化物=100-(水分+たん白+脂肪)」という式で炭水化物を計算し、「エネルギー=炭水化物×4

+たん白×4+脂肪×9」でカロリーを求める。この過程で、水分は必ず測定されるので、栄養成分の表示の義務化に伴って自動的に表示が可能となる。

海外で生産され個別包装までなされた加工食品が冷凍された上で輸入され、保存温度が変更された上で、「賞味期限」の変更や「消費期限」の設定がなされ、流通事業者の店頭に並んでいる。水産加工品、農産加工品の多くが「保存温度変更食品」である。こうした食品の製造日を消費者は知ることができない。選択に資するために、「製造日」を併記させるべきである。

この小稿が掲載される本年7月には、食品表示法が可決成立していると思う。個別具体的な課題が速やかに検討され、真に消費者のための食品表示制度が一日でも早く実現することを祈念する。

消費者法ニュース  
CONSUMER LAW NEWS 別冊  
消費者取引法試案  
—統一消費者法典の実現をめざして—

消費者法ニュース 別冊  
CONSUMER LAW NEWS

# 消費者取引法試案

—統一消費者法典の実現をめざして—

編集 近畿弁護士会連合会 消費者保護委員会

[申込先・問合先]

〒530-0047 大阪市北区西天満3-6-8 笹屋ビル3階

消費者法ニュース事務局

TEL 06-6366-5046 FAX 06-6366-5040

e-mail shohinew@yk9.so-net.ne.jp

価格1,600円（税込）

近畿弁護士会連合会 消費者保護委員会 編  
平成23年度定期監査報告書  
消費者法ニュース発行会員 発行